

## 告 示

### 埼玉県告示第六百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	川口ハートクリニック内科	所在地	川口市芝宮根町四一〇	サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	廃止年月日	平成二十七年三月三十一日
名称	有限会社 平塚葉局菅谷店	所在地	比企郡嵐山町菅谷四六三―三	サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	廃止年月日	平成二十七年三月三十一日
名称	居宅介護支援事業所 わくくわつく狭山	所在地	狭山市富士見一―一―一五	サービスの種類	居宅介護支援	廃止年月日	平成二十七年三月三十一日
名称	デイホーム わくくわつく狭山	所在地	狭山市富士見一―一―一五	サービスの種類	通所介護	廃止年月日	平成二十七年三月三十一日
名称	訪問介護事業所 わくくわつく狭山	所在地	狭山市富士見一―一―一五	サービスの種類	訪問介護 介護予防訪問介護	廃止年月日	平成二十七年三月三十一日